

みのおワーキングNEWS

2022年2月8日

NO. 82

みのおワーキング NEWS は、労働に関するセミナーの案内や関係機関からのお知らせ等の情報を掲載しています。

発行：箕面市 地域創造部 箕面営業室

〒562-0003 箕面市西小路 4-6-1 TEL072-724-6727(直通) FAX072-722-7655

～箕面市からのお知らせ～

男性のためのハラスメント講座

市民企画講座

知っておきたいハラスメントの知識と対応 ～加害者にも被害者にもならないために～

いろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』であるハラスメントは、大きな社会問題となっています。厚生労働省の調査によると「いじめや嫌がらせ」に関する相談は年々増加し、2019年度には8万件を超えています。2020年6月に施行されたいわゆる「パワハラ防止法(改正労働施策総合推進法)」ではパワハラは許されない行為であることが明記され、各企業にパワハラ防止対策が義務づけられました。

今回は、ハラスメント相談員のかたを講師としてお招きし、ハラスメントとは何か、ハラスメントが起きた場合どうすればよいか等、事例を交えてお話いただきます。

令和4年(2022年)

2月19日(土) 午後2時～4時

場 所： みのお市民活動センター 多目的室
(みのおキューズモール WEST-2F)

講 師： わかふじ まさのり
若藤 正典さん(みのおハラスメントレスキューの会)

■参 加 費：無料

■定 員：20名<申込順>

■申込み方法：2月1日(火)から電話(平日 8:45-17:15)、
FAX、メールで受付

■一 時 保 育：5名<申込順、利用無料>※要電話予約

・保育対象年齢：1歳半～就学前

・保育受付期間：2月1日(火)～8日(火)

■手話通訳・要約筆記あり



【アクセスマップ】



お申込み・お問い合わせ先

箕面市人権文化部人権施策室

【電 話】072-724-6720 【FAX】072-725-8360

【E-mail】 jinkeninfo@maple.city.minoh.lg.jp

メール申込



-目 次-

知っておきたいハラスメントの知識と対応、在宅ワーク入門セミナー

[箕面市]・・・1～2ページ

令和3年度大阪府内の最低賃金

[淀川労働基準監督署]・・・3～4ページ

「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」

「雇用保険マルチジョブホルダー制度」を新設します

[池田公共職業安定所]・・・5～6ページ

大阪府労働相談センターのご案内

[大阪府雇用推進室労働環境課]・・・7ページ

2022年度ハラスメント防止関連公開セミナーのご案内

[(公財)21世紀職業財団]・・・7ページ

令和4年4月1日からの法改正のお知らせ

[大阪労働局]・・・8ページ

受講料
無料

多様な働き方を応援！



在宅ワーク入門セミナー

日時:2022年 **2月23日** (水・祝) 午後2時~3時30分

育児や介護などの家庭の事情により、決まった時間で働くことが難しいかたなど
すきま時間をやりくり&パソコン・インターネットを使って自宅でお仕事してみませんか？
オンライン(Zoom)または会場にて参加可能！



「在宅ワークはどんな仕事があるの？」
「仕事はどうやって探すの？」
「必要なスキルは？」など、
在宅ワークの基礎知識と心構えをご紹介します。

〔講師〕 株式会社キャリア・ママ 代表取締役 堤 香苗 氏

〔オンライン参加について〕



Zoomによるオンライン参加

- 定員:80名(申込先着順)
- 申込:メールにて**2月18日(金)まで**

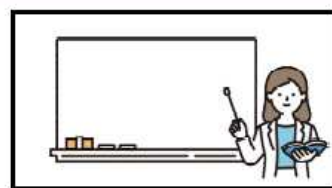
- 市ホームページ(QRコード)
<https://www.city.minoh.lg.jp/eigyoku/2021roudouseminar.html>



- メール
件名を「在宅ワーク入門セミナー参加申込」とし、
氏名・電話番号・住所をご記入の上、
[moushikomi@maple.city.minoh.lg.jp]までメール送信
してください。

※後日、ご登録アドレスに視聴用 URL をお送りします。

〔会場参加について〕



Ⓜ会場は講師不在、オンライン講座をご覧ください。

- 定員:20名(申込先着順)
- 申込:お電話もしくはファクスにて**2月18日(金)まで**
- 会場:箕面市役所 別館6階 会議室 A
箕面市西小路4-6-1

市役所本館
西側の入口から
入館してください。



申込・
問い合わせ

箕面市役所 地域創造部 箕面営業室(本館2階210番窓口)
電話:072-724-6727(直通) ファクス:072-722-7655
メール:moushikomi@maple.city.minoh.lg.jp



～淀川労働基準監督署からのお知らせ～

令和3年度大阪府内の最低賃金

大阪府最低賃金	時間額(発効年月日)	適用の範囲	
	992円 (令和3年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者	
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方	
塗 料 製 造 業	1,000円 (令和3年12月1日)	(1) 18歳未満又は65歳以上の方 (2) 雇入れ後3月未満の技能習得中の方 (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する方	次の業務に主として従事する方 (1) ラベルはりの業務 (2) 手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務
鉄 鋼 業	996円 (令和4年1月22日)		
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	997円 (令和3年12月1日)		
自動車・同附属品製造	998円 (令和3年12月1日)		
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	994円 (令和3年12月1日)		次の業務に主として従事する方 (1) 手作業による包装又は袋詰め業務 (2) 部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	993円 (令和3年12月1日)		主としてワイヤーハーネスの製造に係る業務のうち、手工具若しくは小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ又は刻印の業務に従事する方
自動車小売業	993円 (令和3年12月1日)		

賃上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ① 中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ② 業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③ 他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面をご覧ください



最低賃金についてご不明の点がございましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502) または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



賃上げ・就業環境整備をご検討の 事業主の皆様へ

事業主支援制度のご案内



支援制度 1 中小企業・小規模事業者の状況に応じた 支援制度を提案します！

～社会保険労務士などの専門家が無料でご相談に応じます～

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、長時間労働の是正や同一労働・同一賃金の実現など、「働き方改革関連法への対応」に関する相談窓口を設けております。

働き方改革に取組み、社員のモチベーションアップ・生産性の向上を目指しませんか。

※専門家（社会保険労務士）が、相談窓口はもちろん、電話・メール・オンライン・訪問など、ご希望の形で相談支援を行います。

※「人材確保のための労務改善」「新型コロナウイルス感染症への対応」などのご相談にも対応します。

※就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、各種助成金の紹介等に対応します。

※地方公共団体・事業主団体・経済団体等が開催するセミナーや研修会に講師を派遣します。

詳しくは **大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階

TEL:0120-068-116 Email:hatarakikata@sr-osaka.jp HP:http://www.sr-hatarakikata.jp

受付:平日9:00～17:00（水曜のみ18:00まで）



どの支援が合うか迷ったら、
このセンターに相談してみよう！

支援制度 2 賃金引上げを応援する制度

※業務改善助成金 ※中小企業向け 「特例コース」新設！（令和4年3月31日まで）

生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引上げた場合、その設備等にかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

※既存の「同一年内2回までの申請可能」「助成対象経費の範囲拡大」に加え、新設された特例コースでは、令和3年7月16日～12月31日に合計30円以上の引上げ（遡って引上げも可）で申請可能。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター** TEL03-6388-6155

もしくは**大阪労働局雇用環境・均等部 企画課 助成金第一係**

大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎8階 TEL:06-6941-4630



※キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）※中小企業以外も利用可能

すべて、または一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成を受けることができる制度です。（業務改善助成金と併給調整になる場合があります）

※雇用調整助成金等の要件緩和 ※中小企業向け

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から令和4年3月までの休業については、休業規模要件を問わず支給します。

詳しくは **大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900



※その他の賃上げ支援制度 ※中小企業向け

(1)中小企業等事業再構築促進事業

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。最低賃金枠を創設し、業況が厳しく最低賃金近傍の従業員が一定数以上の事業者には補助率・採択率を優遇

詳しくは、**事業再構築補助金事務局コールセンター：0570-012-088**

(2)所得拡大促進税制（令和4年度から「賃上げ促進税制」と改称）

青色申告書を提出している法人や個人事業主が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った結果、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター：03-6281-9821**

(3)企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取組む事業主に対し、設備資金や運転資金を特別利率で融資

詳しくは、**日本政策金融公庫：0120-154-505**

(1)



(2)



(3)



事業所への出前講座のお知らせ

「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」



ハローワークから講師が
事業所に出向きます！



精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。



このため、労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開催しています。

- ◆開催場所： 指定された事業所に出向きます。ハローワークでも可。
- ◆内 容： 「精神障害・発達障害の種類や特性など」「共に働く上での（予 定）ポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ◆メリット： 精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆受講対象： 企業に雇用されている方であれば、何人からでも可能です。
- ◆そ の 他： 精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。



※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。

ご留意
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。

※ 詳しくは、管轄のハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・大阪労働局・ハローワーク

「雇用保険マルチジョブホルダー制度」を新設します。
2022年1月1日スタート

雇用保険マルチジョブホルダー制度とは

- ・従来の雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が週所定労働時間20時間以上かつ31日以上雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。
これに対し、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して以下の適用対象者の要件を満たす場合に、**本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から**特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることのできる制度です。
- ・マルチ高年齢被保険者であった方が失業した場合※1には、一定の要件※2を満たせば、高年齢求職者給付金（被保険者であった期間に応じて基本手当日額※3の30日分または50日分の一時金）を受給することができるようになります。
 - ※1 2つの事業所のうち1つの事業所のみを離職した場合でも受給することができます。ただし、上記2つの事業所以外の事業所で就労しており、離職していないもう1つの事業所と当該3つ目の事業所を併せて、マルチ高年齢被保険者の要件を満たす場合は、被保険者期間が継続されるため、受給することができません。
 - ※2 離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上あること等の要件があります。
 - ※3 原則として離職の日以前の6か月間に支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額の、およそ5～8割となっており、賃金の低いほど高い率となります。

雇用保険マルチジョブホルダー制度の適用対象者

マルチ高年齢被保険者となるには、労働者が以下の要件をすべて満たす必要があります。雇用保険マルチジョブホルダー制度の場合、雇用保険の適用には本人の申出が必要です。
加入後の取扱いは通常の雇用保険の被保険者と同様で、**任意脱退はできません。**

- 1 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- 2 2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 3 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること

基本的な手続の流れ

通常、雇用保険資格の取得・喪失手続は、事業主が行いますが、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する**本人が手続を行う必要**があります。事業主の皆さまは、本人からの依頼に基づき、**手続に必要な証明**（雇用の事実や所定労働時間など）を行ってください。これを受けて、本人が、適用を受ける2社の必要書類を揃えてハローワークに申し出ます。
なお、当該手続は、電子申請での届出は行っておりませんのでご留意願います。

事業主の皆さまへのお願いと注意点

- ・マルチジョブホルダーが雇用保険の適用を受けるためには、**事業主の皆さまの協力が必要不可欠**です。労働者から手続に必要な証明を求められた場合は、**速やかなご対応**をお願いします。事業主の協力が得られない場合は、ハローワークから事業主に対して確認を行います。
- ・雇用保険の成立手続が済んでいない場合は、別途手続が必要になります。
- ・マルチジョブホルダーが申出を行ったことを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更など、**不利益な取扱いを行うことは法律上禁じられています。**
- ・マルチジョブホルダーがマルチ高年齢被保険者の資格を取得した日から**雇用保険料の納付義務が発生します。**

詳しくは、ハローワーク池田雇用保険適用課まで。

～大阪府労働相談センターからのお知らせ～

大阪府では毎週木曜日に豊能府民センターにおいて「出張労働相談」を実施しています。お気軽にご利用ください。(前日までに事前予約必要／面談のみ)

【ところ】大阪府豊能府民センタービル（池田・府市合同庁舎）1階ロビー
（池田市城南1-1-1 阪急池田駅から約500m）

【受付日時】第1・3・5木曜日 午前10時から午後1時

第2・4木曜日 午後1時30分から午後4時30分

【お問い合わせ】06-6946-2600（前日までにご予約ください。大阪府労働環境課（労働相談センター））

なお、大阪府労働環境課（労働相談センター）では、日常的に「労働相談」を実施しています。詳細はお問合せください。（大阪府労働相談センター：電話 06-6946-2600）

＜新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、相談方法等が変更になる場合があります＞
詳細は以下をご確認ください。

<https://rsc-osaka.jp/>
ホームページが新しくなりました！



＜大阪府労働環境課 メールマガジンのご案内＞

労働問題、職場のハラスメント防止、職場の健康管理、ワーク・ライフ・バランスなど労働関係の地域セミナーや就職応援イベントなどの情報をお届けします。（登録無料）

メールマガジンの登録は、

こちら →

労働関係情報メール



または右のQRコードを読み込んでアクセスしてください。



～公益財団法人 21 世紀職業財団からのお知らせ～

21世紀職業財団

2022年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内

1. ＜オンライン＞ ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべき専門スキルについて、ロールプレイを体験しながら学びます。

開催日時 2022年4月20日（水）13:30～16:30 担当講師 猪熊 康二

2022年5月20日（金）13:30～16:30 担当講師 杉本 登志子

開催方法 オンライン（Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。）

受講料 15,400円（テキスト購入別途）

2. ＜会場集合型＞ ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべき専門スキルについて、ロールプレイを体験しながら学びます。

開催日時 2022年6月7日（火）13:30～16:30

場 所 鐵鋼會館5・6会議室（大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町7-ビル11階）

担当講師 担当講師 中崎 郁子 受講料 16,500円（テキスト代込）

3. ＜会場集合型＞ ハラスメント相談担当者セミナー アドバンス編

被害者、行為者、第三者への対応をロールプレイで体験します。相談担当になって1年未満の方でも、基礎的な内容から学べ、ロールプレイを通じて貴重な気づきが得られ研鑽を積む絶好のチャンスです。

開催日時 2022年7月8日（金）9:30～16:30

場 所 鐵鋼會館5・6会議室（大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町7-ビル11階）

担当講師 担当講師 井上 泰世 受講料 31,900円（テキスト代込）

【お問合せ先】公益財団法人21世紀職業財団関西事務所

TEL (06) 4963-3820

FAX (06) 4963-3821

E-mail: kansai@jiwe.or.jp

URL: <http://www.jiwe.or.jp>



多様な能力を開花させる社会に
21世紀職業財団

～大阪労働局からのお知らせ～

★大阪労働局からのお知らせ★

令和4年4月1日からの法改正のお知らせ

働き方に関する各種法律が改正となります。制度のご確認、整備をお願いします。



一般事業主行動計画の策定等の義務の対象事業主が拡大されます(女性活躍推進法)

- ・一般事業主行動計画の策定・届出義務、情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者301人以上の事業主から**101人以上**の事業主まで拡大されます。

施行日 令和4年4月1日～

厚生労働省HP▶



育児・介護休業法が改正されました～令和4年4月1日から段階的に施行～

▶令和4年4月から

- ①育児休業を取得しやすい雇用環境整備（研修、相談窓口等）の義務化
- ②妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした労働者への個別の周知・意向確認の措置の義務化
- ③有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

▶令和4年10月から

- ①産後パパ育休の創設
「子の出生後8週間以内に4週間（28日）まで分割して2回取得可能な制度」（産後パパ育休）が現行の育児休業とは別に創設されます

②育児休業の分割取得

子が1歳まで分割して2回取得可能になります

▶令和5年4月から

- ①育児休業等の取得の状況の公表の義務付け

厚生労働省HP▶



職場におけるパワーハラスメント防止対策が全事業主の義務になります

職場のパワハラって？

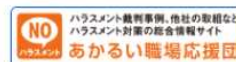
①～③のすべてを満たす言動です。

- ①優越的な関係を背景とした言動であって、
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③従業員の就業環境を害すること

●代表的な言動の類型は

- ・身体的攻撃 ・精神的攻撃 ・人間関係からの切り離し
- ・過大な要求 ・過小な要求 ・個の侵害

厚生労働省HP▶



企業のパワハラ防止対策とは？

事業主は**令和4年4月より**、法に定めるハラスメント防止のための措置（パワハラ防止方針の明確化、相談窓口の設置、相談等への適切な対応等）を適切に行わなければなりません。

<お問い合わせ先>

大阪労働局雇用環境・均等部指導課

〒540-8527 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階

TEL 06-6941-8940

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>